

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月31日（金）午後2時00分から午後2時24分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

松本吉充  
松田浩一郎  
萩本一浩  
鞍本敏男  
有馬日夫  
笹岡健一  
矢鉾次義  
湯野和也  
内田孝光  
木村秀子  
平野英明  
宮本光次郎  
上原 誠  
本田友治  
吉永安圭美  
黒田浩一郎  
湯治裕子

4. 欠席委員

橋本一郎  
松田林一

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功  
本田あゆ子  
廣瀬範明  
齊藤光幸  
中西千代志  
井戸繁夫  
益田知明  
森本健  
澤野豊美  
川上貴博  
石田雄一  
西田ちみ子  
高木淳  
杉本秀雄  
瀬本浩和

杉山秀治  
槌田浩二  
久保田幸男  
草原光雄  
宮崎修  
村田裕之  
緒方道弘  
今村初幸  
金水光  
宮山卓也  
岩村広人

#### 6. 議事日程

- |    |        |                         |
|----|--------|-------------------------|
| 第1 | 議案第73号 | 農地法第3条（委員会）について         |
| 第2 | 議案第74号 | 農地法第5条（知事）について          |
| 第3 | 議案第75号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第4 | 議案第76号 | 農用地利用集積等促進計画について        |

#### 7. 農業委員会事務局職員

|    |    |     |
|----|----|-----|
| 局長 | 柿本 | 光明  |
| 主幹 | 小山 | 貴晴  |
| 参事 | 井上 | 真由美 |
| 主事 | 村田 | 茜   |

#### 8. 会議の概要

事務局長す

総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。

それでは、ただいまから1月の総会を開会したいと思います。

本日は橋本委員が市議会臨時会に出席のため欠席、その他松田、松田林一委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。

それでは、1月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しま

すよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

13番 黒田浩一郎委員、14番 吉永安圭美委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案73号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします

事務局

議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件ありました。地目は、田 1万2,140平方メートル、計 1万2,140平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

1番、太田郷。

推進委員

太田郷地区担当の益田です。申請番号1番について説明します。譲渡人は、現在営農しておらず、管理のみ行っている状況です。譲受人は、農地を取得し、経営規模を拡大するものです。周辺農地への影響はないものと思います。以上、地元としては何ら問題ないと考えていますので、ご審議方よろしくお願いします。

議長

2番、龍峯。

推進委員

2番の案件につきまして、ご説明いたします。譲渡人は、現在、老人ホームに入所されており、農業はもうできないということでございました。譲受人は、〇〇〇〇でございまして、一年を通して、△△から□□□まで〇〇の△△を行っている□□□□でございます。場所は、龍峯の国道3号線沿い〇〇〇〇の横になります。何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします

議長

3番、鏡

推進委員

鏡の今村です。申請番号3、4を説明します。1月25日、吉永委員と現地確認しました。譲受人の経営規模拡大のためですので、何ら問題はないと思われます。

議長

審議よろしく申し上げます。

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。

次に、議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書2ページから5ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が8件、使用貸借権が3件、賃貸借権が1件、合計の12件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

2ページの1番と2番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当します。また、土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

3番から3ページ6番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

3ページ7番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。

4ページをお願いします。8番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、流通業務施設、休憩所、給油所、その他これらに類する施設で、県道の沿道の区域に設置されるため、不許可の例外規定に該当し、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

9番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。また、9番につきましては、無断転用であったため、追認許可

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>を得るための始末書が添付されております。</p> <p>10番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。また、10番につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。</p> <p>5ページをお願いします。11番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>12番の案件は、農用地区域内にある農地に区分されますが、仮設工作物の設置による一時的に利用するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、一時転用許可は可能と判断しました。なお、転用期間は令和10年2月6日までの3年間の予定です。</p> <p>次に、一般基準について説明いたします。</p> <p>農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。</p> <p>それでは、ご審議方よろしく願いいたします。</p> |
| 議長   | <p>ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 推進委員 | <p>1番、郡築。</p> <p>郡築担当の本田です。1番の案件についてご説明いたします。27日、松本、吉田、廣瀬委員の4人で現地確認を行いました。譲受人は、譲渡人の孫であり、職場も隣になっています。近隣の住民とも話はしており、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長   | <p>2番、昭和。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 推進委員 | <p>昭和の齊藤です。2番についてご説明致します。渡人と受人は親子関係で、現在は受人が中心となり農業を営んでおられます。受人の子どもの成長に伴い両親の近くに個人住宅を建設したいという申請になります。ご審議方よろしく願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長   | <p>3番、八千把。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 推進委員 | <p>八千把担当の中西です。申請番号3番から6番について説明します。3番、申請地は、〇〇町の△△△△△の道路はさんだ右側にあたり、周りが住宅地で、現況、</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>荒地状態の農地で、ここを借り受けて、駐車場としたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。4番と5番は同じ区画内なので、一緒に説明します。申請地は、□□□町の○○○○○内で、△△△△より□へ○○○メートルいったところで、現況、株式会社△△△△△の造成済みの農地で、ここにそれぞれ個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。6番、申請地は、□□町の○○○○○○○より△へ□□□メートルいったところで、周りが住宅地で、現況、水稻を耕作されている農地で、ここを駐車場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします</p>                                                                                                               |
| 議長   | 7番、松高。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 推進委員 | <p>松高地区の推進委員の井戸です。申請番号7番についてご説明いたします。1月25日、鞍本農業委員と一緒に現地を確認しました。申請地は、○○○○のすぐそばにあり、都市計画区域内でもあり、譲受人が購入し、共同住宅を建設するというものであります。南側は道路、東・西側は住宅に囲まれており、周辺に農地はなく、何ら問題はないかと考えております。申請番号8番について、ご説明いたします。同じく1月25日、鞍本農業委員と一緒に現地確認致しました。申請地は、○●線と△△△△の交差するところで、□□□□□の○側にあたります。譲受人は自動車整備工場を営んでおり、規模拡大を考えておられました時に、耕作放棄地となっていた申請地が譲受人、譲渡人と利害が一致し、今回の取得となりました。整備工場、駐車場及び作業所、フードコートを建設する予定です。周辺に農地はなく、何ら問題はないかと考えております。ご審議方よろしく申し上げます。</p> |
| 議長   | 9番、麦島。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 推進委員 | <p>植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号9番について説明します。1月23日矢鉾農業委員と申請地の確認を行いました。住宅建築のために申請地に隣接する宅地を購入予定ですが、そこに出入りするための既設の通路が今回の申請地となります。周辺に農地はなく、何ら問題ないと思いますが、申請地は、すでに通路となっており、譲渡人が農地法を知らず手続きをしていなかったということです。始末書が添付されております。ご審議方よろしく申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 議長   | 10番、金剛。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 推進委員 | <p>金剛地区木村です。申請番号10番について説明します。1月27日に有村、高木推進委員と現地確認に行きました。場所は、○○○○○○○○を渡り、△折した□□□メートル先にあります。相続にあたり、農業用倉庫が隣接する農地にまたがっていることが分かりました。既に倉庫が建っているので、周辺農地には影響はないかと思えます。無断転用のため始末書が添付されております。ご審議方よろしくお願ひいたします</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長   | 11番、千丁。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 推進委員 | <p>千丁地区担当の久保田です。申請番号11番について、ご説明します。1月28</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

日、上原委員他３名で申請地の確認を行ないました。申請地は、八代市千丁支所のすぐ□側です。申請人は、現在借家住まいのため、個人住宅を建築したいとのこと。申請地は、隣接農地とはコンクリート擁壁で分断され、農地及び農産物に被害を与える恐れはありません。隣接農地は譲渡人である祖父名義であり、事業計画について熟知のことです。ご審議方よろしくお願いします

議長

１２番、鏡。

推進委員

鏡担当の吉永です。申請番号１２番について、ご説明ご説明します。１月２７日、本田農業委員、緒方推進委員とともに申請地の確認を行いました。また、２９日受人に会いして、お話を伺いました。申請地は、○○○○○線と△△△△線が交わる交差点より□に約○○○メートルに位置する第１種農地です。申請地を残土置き場として一時転用するものです。期間終了後には現況復旧し、所有者に返還します。特に問題はないものと考えます。ご審議方よろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可致します。なお、８番の松高の案件は、３，０００平方メートルを超えることから、県の諮問会議に許可相当として進達致します。

次に、議案第７５号 農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第７５号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書６ページから１３ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が８件、面積は４万５，８３１平方メートル、所有権移転が４件、面積は７，７４５平方メートルです。これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる、優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>今月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、２月７日、金曜日に実施いたします。関係する地区は、郡築十二番町、鏡町鏡、鏡町芝口、鏡町貝洲、鏡町両出の予定です。地区の担当委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | <p>ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第７６号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>議案 第７６号 農用地利用集積等促進計画について 議案書１４ページから３１ページのとおりに付議いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。</p> <p>今回の案件は、一括契約が３１件、更新が２件、再配分が５件、権利の移転が１件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。</p> <p>議案 第７６号 の説明につきましては、以上です。</p> |
| 議長  | <p>ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することと致します。</p> <p>本日予定の議案は全て終了しました。</p> <p>今月は、許可不要転用届、農地法第１８条第６項の規定による合意解約届があり</p>                                                                                                                                                                 |

ましたので報告いたします。これをもちまして、1月の八代市農業委員会の総会を  
閉会いたします。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和7年1月31日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員